

経済産業省

20150907 貿局第1号
輸入注意事項27第11号
経済産業省貿易経済協力局

「『平成23年3月15日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の6の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）』の二号承認制移行について」を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「平成23年3月15日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の6の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）」の二号承認制移行について

平成27年9月18日付け経済産業省告示第199号（輸入公表の一部を改正する告示）により、平成23年3月15日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の6の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）の輸入については、二号承認制に移行しました。

なお、当該二号承認制の対象となる「シリアからの不法に取得された文化財」の関連情報については、下記に掲げるホームページ等に掲載され、随時更新される予定ですが、本措置は国際連合安全保障理事会決議第2199号に基づくものであり、原則、輸入の承認は行いませんので、十分ご注意ください。

記

●文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/>)

文化庁>文化財>文化財の国際交流・協力>文化財不法輸出入禁止条約と国内実施法

〈シリア盗難文化財に関する問合せ先〉

文化庁文化財部伝統文化課

03-5253-4111 内線 2870

〈当該貨物の輸入承認に関する問合せ（原則、承認は行いません。）〉

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部審査課

03-3501-1511 内線 3251